

厚生労働大臣が定める揭示事項等

1.当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2.入院基本料について

急性期一般入院基本料 4（10 対 1）を算定する当院病棟では、1 日につき 13 人以上の看護職員（看護師）が 2 交代勤務しております。なお、時間毎の配置は下記のとおりです。

- ・ 朝 9:00～夕方 17:00（日勤時間帯）までの受け持ち数は、看護職員 1 人当たり 5 人以内です。
- ・ 夕方 17:00～朝 9:00（夜勤時間帯）までの受け持ち数は、看護職員 1 人当たり 21 人以内です。

3.入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

4.当院は九州厚生局へ下記の届出を行っております。

【基本診療料】

- ・ 急性期一般入院基本料 4
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算
- ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ 医療安全対策加算 2
- ・ 医療安全対策地域連携加算 2
- ・ 後発医薬品使用体制加算 3
- ・ データ提出加算 2
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算

【特掲診療料】

- ・ CT 撮影及び MRI 撮影
- ・ がん治療連携指導料（熊本中央病院）
- ・ 麻酔管理料（Ⅰ）
- ・ 開放型病院共同指導料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ がん患者指導管理料二
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 遺伝学的検査
- ・ BRCA1/2 遺伝子検査（2 血液を検体とするもの）
- ・ 外来化学療法加算 1
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料 1
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 検体検査管理加算（Ⅰ）
- ・ 検体検査管理加算（Ⅱ）
- ・ 乳癌センチネルリンパ節生検加算 2
- ・ 病理診断管理加算 1
- ・ 悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・ 遺伝カウンセリング加算
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- ・ 入院ベースアップ評価料（68）
- ・ 入院時食事療養（Ⅰ）

令和 8 年 4 月 1 日現在

5.入院時食事療養費について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

6.明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 22 年 4 月 1 日より、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 28 年 4 月 1 日より明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

外来腫瘍化学診療料 1 について

- ・専任の医師、看護師、または薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、患者から電話等による緊急相談等に 24 時間対応できる連絡体制を整備しています。
- ・急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制の確保を行っています。
- ・実施される化学療法レジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を定期的に開催しています。

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制加算について

当院では、令和 6 年 6 月 1 日の診療報酬改定に伴う医療情報取得加算及び医療 DX 推進体制整備について、次のとおりの対応を実施しております。

- ① 診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等は、診療を行う診察室または処置室において、医師が閲覧または活用できる体制を有しています。
- ④ マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）に関して、一定程度の実績を有しております。
- ⑤ 電子カルテ共有サービスを活用できる体制について、電子カルテメーカーと協議を行っております（令和 8 年 5 月 31 日までの経過措置）。
- ⑥ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するために十分な情報の取得・活用して診察を行うことについて、院内の見やすい場所等に掲示しております。

一般名処方加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

（一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです）

なお、令和 6 年 10 月より、長期収載品について「医療上の必要性があると認められない場合」には、患者様の希望による処方の場合には、「選定療養が適用される」ことをご理解ください。（厚労省の定めた医薬品について、薬価差の一部（1/4）が自己負担となります）